２　前項に定めるもののほか、労災はり・きゅう施術特別援護措置に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

（アフターケア）

第二十八条　アフターケアは、次に掲げる者に対して、保健上の措置として診察、保健指導その他健康の確保に資するものとして厚生労働省労働基準局長が定める措置を行うものとし、当該者に対して健康管理手帳を交付するものとする。

一　障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者

二　障害補償給付又は障害給付の支給を受けると見込まれる者のうち、厚生労働省労働基準局長が定める要件を満たす者

三　その他前二号に掲げる者に類するものとして厚生労働省労働基準局長が定める者

２　前項に定めるもののほか、アフターケアに関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

（アフターケア通院費）

第二十九条　アフターケア通院費は、前条第一項各号に掲げる者に対して、支給するものとする。

２　前項に定めるもののほか、アフターケア通院費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

（振動障害者社会復帰援護金）

第三十条　振動障害者社会復帰援護金は、労働基準法施行規則別表第一の二第三号３に掲げる疾病にり患し、法第十二条の八第一項第一号に規定する療養補償給付を一年以上受けていた者であつて、当該疾病が治つた者に対して、支給するものとする。

２　振動障害者社会復帰援護金の支給額は、法第八条の二第一項に規定する休業給付基礎日額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める日数を乗じて得た額とする。ただし、当該金額が三百万円を超える場合には、三百万円とする。

一　前項に規定する疾病が治つた日において六十五歳以上の者　百二十日

二　前項に規定する疾病が治つた日において六十五歳未満の者　二百日

３　前二項に定めるもののほか、振動障害者社会復帰援護金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

（頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護）

第三十一条　頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護は、労働基準法施行規則別表第一の二第一号、第二号５若しくは６又は第三号に掲げる疾病のうち厚生労働省労働基準局長が定める疾病にり患し、別表第一の障害等級第十二級以上の障害補償給付又は障害給付の支給の決定を受けた者のうち、業務災害又は通勤災害が発生する前の労働に従事することが困難であり、技能の習得を必要とする者に対して行うものとする。

２　前項に定めるもののほか、頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

（法第二十九条第一項第二号に掲げる事業）

第三十二条　法第二十九条第一項第二号に掲げる事業として、労災就学援護費、労災就労保育援護費、休業補償特別援護金、長期家族介護者援護金及び労災療養援護金の支給を行うものとする。